

## 人事行政の運営等の状況について（平成18年度）

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の任免

##### イ 採用者

区 分	採用者数
行政職	2人
労務職	—
合 計	2人

##### ロ 退職者

区 分	退職者数
行政職	13人
労務職	—
合 計	13人

(注) 採用者は平成18年4月1日に採用した職員数で、退職者は平成18年4月1日から平成19年3月31日までに退職した職員数です。

#### (2) 職員数

平成18年4月1日現在の任命権者の条例定数及び職員数は次のとおりです。

区 分	条例定数	職員数
町長の事務部局の職員	148人	145人
議会の事務部局の職員	4人	4人
教育委員会の事務部局の職員	46人	41人
農業委員会の事務部局の職員	3人	2人
水道事業の企業職員	9人	5人
合 計	210人	197人

(注) 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値です。

## 2. 職員給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 17,414	千円 5,219,389	千円 266,011	千円 1,395,754	% 26.7	% 27.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
18年度	人 176	千円 601,594	千円 84,312	千円 238,926	千円 924,832	千円 5,255

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

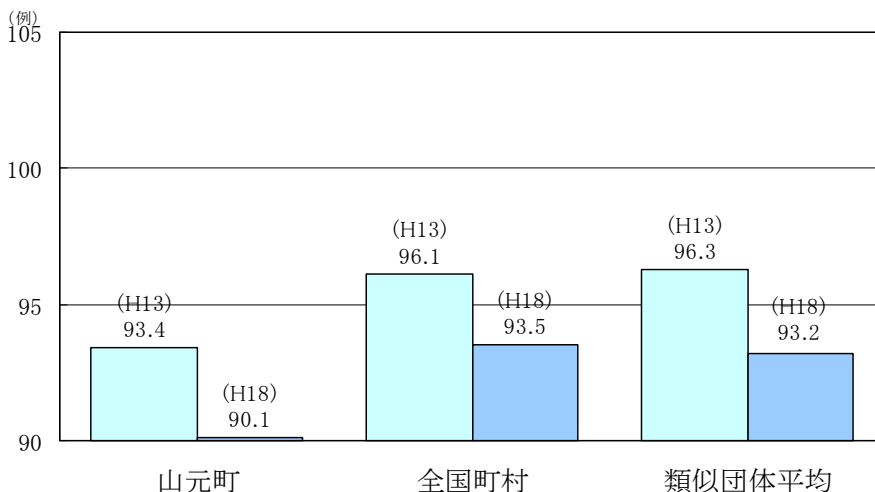
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

給料等の抑制措置（平成18年4月1日現在）

区 分	抑 制 内 容
町 長	給料の15%削減
助 役	給料の15%削減
収 入 役	給料の15%削減
教 育 長	給料の15%削減
一般職員（管理職）	管理職手当の支給率を1%削減

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山元町	40.1 歳	295,000 円	335,867 円	317,624 円
宮城県	42.1 歳	356,257 円	431,556 円	395,862 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体	43.0 歳	330,914 円	372,256 円	356,526 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山元町	45.3 歳	233,700 円	242,844 円	242,030 円
宮城県	48.8 歳	339,566 円	382,681 円	366,063 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体	48.7 歳	280,835 円	299,278 円	292,595 円
民間事業者平均	58.1 歳	—	388,233 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(6) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		山元町	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	140,300 円	—
	中 学 卒	120,200 円	123,900 円	—

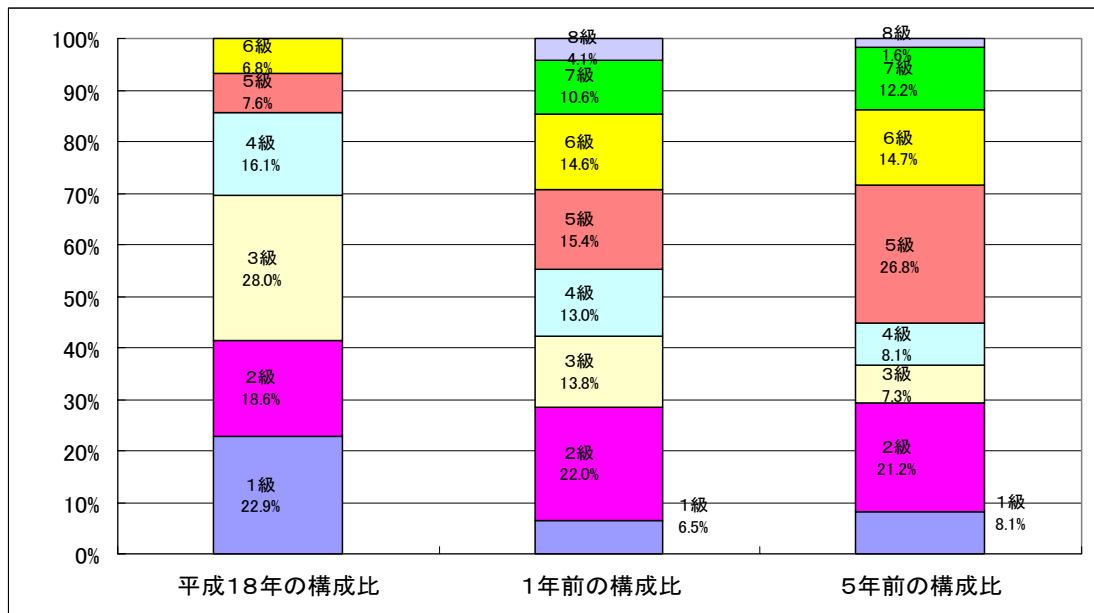
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	249,100 円	— 円	— 円
	高 校 卒	198,000 円	260,050 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	176,600 円	— 円	— 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	27 人	22.9%
2 級	主事、技師	22 人	18.6%
3 級	班長、主幹、主査、技術主幹、技術主査	33 人	28.0%
4 級	班長、副参事	19 人	16.1%
5 級	課長、所長、局長、館長、参事	9 人	7.6%
6 級	総務課長、課長、所長、局長、館長、理事	8 人	6.8%

- (注) 1 山元町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(10) 期末手当・勤勉手当

山元町	宮城県	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,357千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,915千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(11) 退職手当（18年4月1日現在）

山元町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	6,822千円	26,430千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(12) 地域手当（18年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	13%	0人	13%
仙台市	4%	0人	4%
名取市、多賀城市 利府町、富谷町	1%	0人	1%

(13) 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		271千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		10,404円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		13.5%	
手当の種類（手当数）		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
防疫業務手当	感染症等が発生した場合作業に従事する職員		日額500円
犬、猫等取扱業務手当	捕獲、抑留、引取等従事職員		日額500円
犬、猫等取扱業務手当	死骸処理従事職員		1件500円
不快業務手当	霊柩車運転従事職員		1回500円
不快業務手当	行旅死病人取扱従事職員（死人）		1件2,000円
不快業務手当	同（病人）		1件500円
不快業務手当	身寄りの無い死人取扱従事職員		1件2,000円
不快業務手当	精神病患者移送従事職員		1件500円
不快業務手当	清掃業務（不法投棄等）従事職員		日額500円

用地交渉業務手当	用地交渉業務従事職員	日額 500 円
用地交渉業務手当	現地境界立会業務従事職員	日額 300 円
税徴収業務手当	税徴収業務担当職員	月額 3,000 円
使用料等の督促業務手当	使用料等督促業務従事職員	日額 300 円
自動車点検業務手当	公用車の点検を業務としている職員	月額 3,000 円

(14) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	36,732 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	214 千円
支給実績（17年度決算）	36,054 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	212 千円

(注) 選挙及び災害に係る手当は含みません。

(15) その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 13,500 円 2. 配偶者以外の扶養親族 ア) 2人まで、それぞれ 6,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について 6,500 円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000 円） イ) 3人目から1人につき 5,000 円 ※扶養親族のある子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1人につき 5,000 円	同じ		16,532 千円	211,943 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員ア) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000 円イ) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 11,000 円+(家賃-23,000 円)÷2 で、27,000 円を限度 2. 自宅に居住している職員 2,500 円（新築・購入の日から 5 年を経過していない住宅に限る。）	同じ		7,527 千円	209,083 円

通勤手当	1. 交通機関等の利用者 定期券又は回数券の価額（最も経済的かつ合理的なもの）で、1箇月当たりの運賃等相当額は55,000円を限度に支給 2. 自動車等の使用者 使用距離（片道）により2,000円から24,500円	同じ	8,734 千円	52,933 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給される手当 支給額＝給料月額×支給割合（7%～12%） ※当分の間支給割合は、1%減	同じ	9,421 千円	428,246 円

(16) 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	町 長	715,700 円 (842,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	助 役	541,450 円 (637,000 円)	860,000 円／552,000 円	
	収 入 役	509,150 円 (599,000 円)	715,000 円／510,000 円	
報 酬	議 長	310,000 円 ( 円)	675,000 円／494,700 円	
	副 議 長	260,000 円 ( 円)	395,000 円／230,000 円	
	議 員	250,000 円 ( 円)	325,000 円／180,000 円	
期 末 手 当	町 長 役 助 収 入 役	(18年度支給割合) 3.3 月分		
	議 長 員 副 議 員	(18年度支給割合) 3.3 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×44／100	17,783,040 円	任期毎
	助 役	給料月額×在職月数×26／100	7,949,760 円	任期毎
	収 入 役	給料月額×在職月数×23／100	6,612,960 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

8時間/日（休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
1週間当たり40時間	8時30分	17時15分	12時00分～ 12時45分

(注) 勤務場所によっては、これと違った勤務体制をとっている場合があります。

#### (2) 休暇

##### イ 年次有給休暇

職員には、原則として1年当たり20日の年次有給休暇が付与され、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。

平成18年1人当たり平均取得日数	8.1日
取得率（総取得日数/総付与日数）	20.6%

(注) 全職員の平均です。

##### ロ 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため、療養する必要があるときは、療養のため休暇を取得することができます。

取得人数（延べ人数）	12人
------------	-----

(注) 平成18年度に連続7日以上病気休暇を取得した職員数（延べ人数）です。

##### ハ 特別休暇

結婚、出産、子の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

休暇の種類	休暇の内容	取得人数	取得日数
結婚休暇	結婚する場合（7日以内）	5人	30日
出産休暇	出産予定日前6週間、産後8週間	3人	315日
忌引き休暇	死亡者の区分に応じ1日～10日	36人	74日
夏季休暇	7月～9月の期間内に3日	190人	2.7日

(注) 上記は特別休暇の主なものであり、取得人数は延べ人数で、夏季休暇の取得日数は平均日数としています。



### (3) 育児休業

育児休業制度は、3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで職員が申出た期間取得することができます。なお、育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末勤勉手当については、勤務しない期間に応じて減額されます。

区 分	育児休業取得者数
男性職員	0人
女性職員	3人
合 計	3人

## 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

### イ 分限処分

分限処分とは、勤務実績不良の場合や、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			2人		2人
職に必要な適格性を欠く場合	1人				1人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					

(注) 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

### ロ 懲戒処分

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合			1人		1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					

## 5. 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められています。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

## 6. 職員の研修及び勤務評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況

研修区分		受講者数
一般研修 (階層別研修)	新規採用職員研修	2人
	一般職員研修Ⅰ（採用後3年～7年）	9人
	一般職員研修Ⅱ（採用後8年～12年）	8人
	監督者研修Ⅰ（新任主査）	5人
	監督者研修Ⅱ（主査昇任5年程度）	5人
	管理者研修Ⅰ（班長級の職員）	2人
	管理者研修Ⅲ（現任課長）	4人
	技能労務職員研修	6人
専門研修	民法・交渉力・法制執務等	32人
特別研修	長期研修	1人
	セミナー・講演等	15人
	町村会による新規採用職員研修	2人

### (2) 勤務成績の評定の状況

未実施であるが、分限・懲戒処分者については、勤務成績を確認し昇給時期を判断しています。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断の状況

項 目	受診者数
定期健康診断	139人
人間ドック	60人
脳検診	18人

(注) 検診結果に応じて事後指導を実施

### (2) 職員の利益の保護

区 分	件 数
職員の勤務条件に関する措置要求の状況	0件
職員に対する不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件